

青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）				
	事業の種類		第 1 種事業	第 2 種事業
1	道路	国道、県道、市町村道等	4 車線以上・長さ10km以上	4 車線以上・長さ 5 km～10km
		林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
		トンネルの建設	2 車線以上・掘削量50万㎡以上	
2	ダム、堰、河川工事	ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
		湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3	鉄道、軌道	普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
		トンネルの建設	掘削量50万㎡以上	
4	飛行場	滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
		滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5	発電所	水力発電所	出力 3 万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
		火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
		地熱発電所	出力 1 万kW以上	出力0.5万kW～ 1 万kW
		風力発電所	出力 1 万kW以上	出力0.75万kW～ 1 万kW
		太陽電池発電所	出力 2 万kW以上	
6	廃棄物処理施設	焼却施設	焼却能力 1 日100 t 以上	
		し尿処理施設	処理能力 1 日100kL以上	
		P C B処理施設	すべて	
		最終処分場	すべて	
7	公有水面の埋立干拓		面積50ha超	面積25ha～50ha
8	土地区画整理事業		面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
9	新住宅市街地開発事業		面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
10	工場事業場用地造成事業		面積50ha以上（工業専用地域100ha以上）	面積50ha～100ha（工業専用地域）
11	新都市基盤整備事業		面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
12	流通業務団地造成事業		面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
13	宅地造成事業		面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
14	農用地造成事業		面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
15	工場・事業場	排ガス量	20万㎡／h以上	10万㎡／h～20万㎡／h
		排水量	平均 1 万㎡／日以上	平均0.5万㎡／日～ 1 万㎡／日
		下水汚泥の焼却施設	焼却能力100 t ／日以上	
16	畜産施設	牛	飼育数3,000頭以上	飼育数1,500頭～3,000頭
		豚	飼育数 3 万頭以上	飼育数 1 万頭～ 3 万頭
		鶏	飼育数100万羽以上	飼育数30万羽～100万羽
17	ゴルフ場・レクリエーション施設等	ゴルフ場	9ホール以上	
		レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18	土石の採取		面積50ha以上	面積25ha～50ha
19	建築物の新築		高さ100m以上	高さ50m～100m

環境影響評価の項目

- 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する項目
- ・大気環境

…大気質、騒音、振動、悪臭、風害

・水環境

…水質、水底の底質、地下水、水象

・土壤環境など

…地形・地質、地盤、土壌、日照障害、電波障害、風車の影
- 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する項目
- ・陸生植物

・陸生動物

・水生生物

・生態系
- 3 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮に関する項目
- ・景観

・人と自然との触れ合いの活動の場

・文化財等
- 4 環境への負荷の量に関する項目
- ・廃棄物等

・温室効果ガス等

青森県環境工ネルギー部自然保護課
〒030-8570 青森市長島 1 丁目 1 － 1
TEL 017-734-9485 (直通)
青森県庁ウェブサイト「青森県の環境影響評価ページ」
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/assess_new.html

このリーフレットは再生紙を使用して 200 部作成し、印刷経費は1部当たり 55 円です。



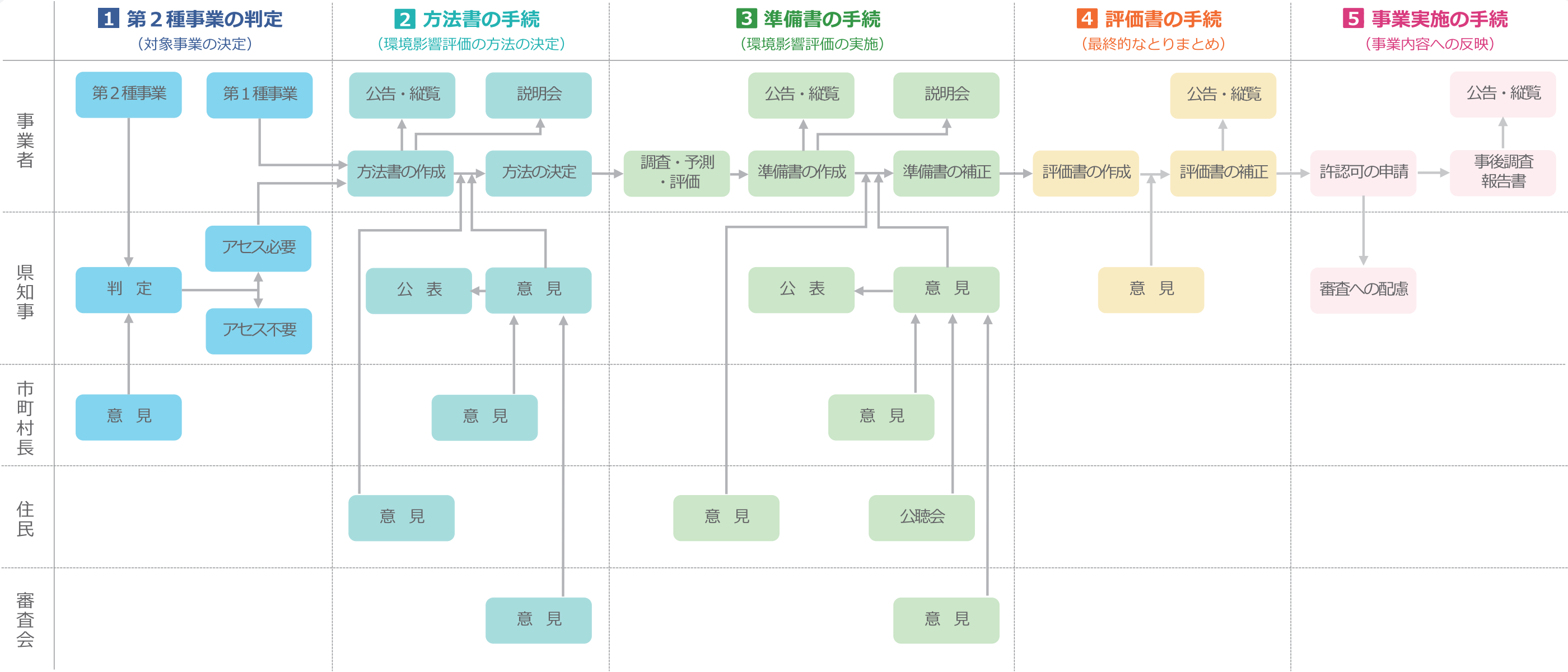
白神山地のブナ

青森県

青森県環境影響評価条例に基づく手続の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者があらかじめ、事業の実施が環境に与える影響について調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討することにより、公害の発生や自然環境の破壊を未然に防止し、事業の内容を環境保全上より望ましいものにしていく仕組みです。

青森県では、「青森県環境影響評価条例」により環境影響評価の実施を事業者には義務付けています。環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために重要な役割を持っています。この役割が十分に果たされるためには、地域住民の方々が環境影響評価の手続に参加し、その意見を事業内容に反映させていくことが求められます。



第1種事業は必ず環境影響評価を行います。それより規模が小さい第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

事業者は環境影響評価を行う方法を記載した「方法書」を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べるすることができます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村長の意見、専門家で構成する審査会の意見を勘案した上で、方法書について意見を述べます。

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた「準備書」を作成します。事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べるすることができます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村長の意見、専門家で構成する審査会の意見を勘案し、必要に応じて公聴会を開催した上で、準備書について意見を述べます。

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じ追加調査等を行い、準備書を修正して「評価書」を作成します。知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

事業の実施に当たって事業に関する法律に基づく許認可等を要する場合、許認可権者は、評価書の内容に配慮することとしています。また、事業者は評価書に基づき、工事中や供用後に環境の状況等について事後調査を行い、事後調査報告書を作成し、公告・縦覧します。